

施設名 荒川福祉作業所

議決日 令和3年10月13日

荒川区立荒川福祉作業所は、令和3年度区議会定例会・9月会議の議決を経て、令和4年4月から下記の指定管理者による管理運営を行うことに決定しました。

【指定管理者】

団体の名称 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

所在地 荒川区南千住一丁目13番20号

指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

【選定の概要及び結果】 *更新

「障害者福祉施設指定管理者実績評価および候補者選定審査委員会」において、現在の指定管理者のこれまでの実績及び今後の取組等について、審査基準に基づき審査した結果、引き続き指定管理者とすることが適当であると認められたため、指定管理者候補者として選定しました。

○選定委員会開催日

※新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、会議に代えて書面開催としました。

第1回（令和3年5月24日）：選定手順、評価項目等の決定

第2回（令和3年6月21日）：書類審査による第1次審査

第3回（令和3年7月9日）：第2次審査及び候補者の決定

○選定委員

副区長（委員長）、福祉部長（副委員長）、総務企画課長、福祉推進課長、財務専門家1名（外部委員）、地域代表者2名（外部委員）計7名

○審査項目

平成29年度から令和2年度の実績評価、現在の管理運営体制、事業・サービス提供、地域と連携した事業展開、今後の取組 など

○選定結果

上記の審査項目について、審査を行った結果、指定管理候補者を選定しました。審査の結果は以下のとおりです。

定期的な保護者との連絡会に加え、利用者に寄り添った施設運営を行い、働くことを通じて、利用者が社会での役割を実感できるよう支援を行っている。さらに、自主制作品の販売やボランティア等により利用者が社会の一員として地域で生きるためのスキルを学ぶ機会を継続的に設けている姿勢は評価できます。

過去4年間の事業実績の評価は総じて高い。また、当該法人の三期分の決算書に基づき財務診断を行った結果、成長性、収益性、安定性、活動性、健全性等は総合判定して優良であり、安定的な運営に必要な財務力を有しています。

お問い合わせ先

障害者福祉課 電話番号：03-3802-3111（内線2681） ファックス番号：03-03-3802-0819

Eメール：syouhuku@city.arakawa.tokyo.jp